資料１

美　議　第　３　号
令和８年６月１９日

美幌町自治推進委員会
　会長　田　村　英　樹　　様

美幌町議会
　議長　戸　澤　義　典

美幌町自治基本条例第７章（議会）の見直しに関する意見について（回答）

令和８年５月２５日付で照会のあったこのことについて、美幌町議会として次のとおり意見を提出しますので、よろしくお願いします。

記

１．意見　　美幌町自治基本条例第２９条について、別紙改正案のとおり改正すべき

美幌町自治基本条例改正（案）

１．改正趣旨

これまで、現行の自治基本条例に基づき、町民に対する説明責任を果たす場として、年１回以上の「議会報告会」を開催してきましたが、年々、参加者の偏りや減少が目立つようになってきました。

そのため、町民への説明責任を果たすとともに、参加者の多様化と参加率の向上を図り、より多くの意見を今後の議会活動を反映させるため、「議会報告会」に限らず、「意見交換会」や「議員カフェ」、「議会フォーラム」など様々な形式で開催できるよう改正するものです。

２．該当条文

第２９条（町民との情報共有と町民参加）第３項、第４項及び第５項

３．修正（案）

（現　行）

３　議会は、町民との意見交換の場を年１回以上設け、これにより政策提案の拡大を図るものとします

４　議会は、町民との情報共有と連携を高める方策として、全議員出席のもと、町民に対し説明責任を果たす議会報告会を年１回以上開催し、広く町民の意見を聴取して議会活動に反映させるものとします。

５　議会は、広報誌の発行、インターネットによる議会中継の実施等により議会及び議員活動の情報提供の充実を図り、議会における意思決定の過程及びその結果に関する情報を町民に適切に提供するものとします。

（修正案）

~~３　議会は、町民との意見交換の場を年１回以上設け、これにより政策提案の拡大を図るものとします~~

~~４~~**３**　議会は、町民との情報共有と連携を高める方策として、~~**全議員出席のもと、**~~（※）町民に対し説明責任を果たす**とともに**~~議会報告会を年１回以上開催し、~~広く町民の意見を聴取~~~~して~~**する場を年１回以上設け、政策提案の拡大を図るなど**議会活動に反映させるものとします。

~~５~~**４**　議会は、広報誌の発行、インターネットによる議会中継の実施等により議会及び議員活動の情報提供の充実を図り、議会における意思決定の過程及びその結果に関する情報を町民に適切に提供するものとします。

４．改正後の条文（案）

（町民との情報共有と町民参加）

第 29 条　議会は、常任委員会、特別委員会等の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、町民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるものとします。

２　議会は、町民からの請願及び陳情を政策提案と位置付け、その審議において必要な場合は、これらの提案者の意見を聴く機会を設けなければなりません。

３　議会は、町民との情報共有と連携を高める方策として、町民に対し説明責任を果たすとともに広く町民の意見を聴取する場を年１回以上設け、政策提案の拡大を図るなど議会活動に反映させるものとします。

４　議会は、広報誌の発行、インターネットによる議会中継の実施等により議会及び議員活動の情報提供の充実を図り、議会における意思決定の過程及びその結果に関する情報を町民に適切に提供するものとします。